

新潟日本香港協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、新潟日本香港協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、香港との相互理解を図り友好を促進すると共に、社会の相互発展と経済の交流に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 香港とのビジネス交流に関する事業
- (2) 会員間及び香港との連携を深めるための各種行事
- (3) 経済代表団等の派遣・受け入れ
- (4) ビジネスセミナー等の開催
- (5) その他

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本協会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員
- (3) 特別会員（理事会にて指名したもの）

(会費)

第6条 正会員は次の2種類とし、次の年会費を納めなければならない。

- (1) 個人会員 一口 5,000円（ただし、役員は2口以上とする）
- (2) 法人会員 一口 10,000円（ただし、役員は2口以上とする）

- 2 特別会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 納められた会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第4章 会員等及び事務局

(役員)

第7条 役員構成は次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 理事 20名以内
- (5) 監事 2名以内

(役員選任)

第8条 役員は、総会において会員から選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員職務)

第10条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 4 監事は、本協会の業務の執行状況及び会計を監査する。

(事務局)

第11条 本協会の事業を行うため事務局を置く。

- 2 事務局長は、会長が指名し、事業の実施運営を統括する。

第5章 会議

(総会)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 3 通常総会は、年1回開催し、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
- 4 総会においては、次の議決を行う。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
 - (4) 会長の選任または解任、職務
 - (5) 会費の額
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 5 総会は、理事会の決定に基づき、会長が召集する。

- 6 総会の議長は、会長が務める。
- 7 総会の議決は、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決する。
- 8 法人会員および個人会員は、委任状を提出することにより、議決権を行使することができる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成する。

2 理事会においては、次の議決を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 理事会は、会長が必要と認めたときおよび理事総数の3分の2以上からの召集請求があったときに会長が召集し、開催する。

4 理事会の議長は、会長が務める。

5 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決する。

6 理事は、理事会に欠席するときには委任状を提出し、議決権を行使することができる。

第6章 会計

(会計年度等)

第14条 本協会の運営に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第15条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。但し、平成25年度については前年度の3月27日に行われる総会費用を計上する。

第7章 雑則

(日本香港協会への加入)

第16条 本協会は、特定非営利活動法人日本香港協会（以下「本部」という。）に加入し、本部の新潟県支部となる。

(その他の必要事項)

第17条 本規則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

第18条 本規約は、総会の議決により改正することができる。

(附則)

この規約は平成25年3月27日から施行する。